大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を令和6年10月9日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所(団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地) (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和6年10月9日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和6年10月7日

鹿児島県知事 塩田康一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) イオン鹿屋店 鹿屋市白崎町6510番地
- 2 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐輪場の位置及び収容台数
 - (ア) 変更前 建物北側 20台

合計 20台

(イ) 変更後 建物北側 8台

建物西側 4台

建物西側 8台

合計 20台

- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 午前10時から午後8時まで

変更後 午前9時から午後10時まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前9時30分から午後8時30分まで

変更後 午前8時30分から午後10時30分まで

- 3 変更年月日
 - 2(1) 令和7年5月31日
 - 2(2) 令和6年11月1日
- 4 上記2の変更に係るもの以外の事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては 代表者の氏名

イオン九州株式会社 代表取締役 中川 伊正 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目 9番11号

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計15,174㎡

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

駐車場No. 1 建物北側 396台

駐車場No. 2 建物屋上 152台

駐車場No. 3 建物西側 18台

合計 566台

イ 荷さばき施設の位置及び面積

建物内東側 208 m²

建物北側 39 m²

建物西側 50㎡

合計 297 m²

ウ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内東側 57.79㎡

- (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No. 1, No. 2 建物敷地西側, 東側及び南側 7箇所

駐車場No. 3

建物敷地西側

1 箇所

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No. 1 24時間

荷さばき施設No. 2 午後11時から午前8時まで

荷さばき施設No. 3 午後11時から午前8時まで

5 届出年月日

令和6年9月30日